

## 新たな保育所保育指針において「保育計画」を「保育課程」に改めることについて

### 1. 現状及び課題

現行の保育所保育指針においては、当該保育所の保育の方針や目標を踏まえ、0歳児から就学前までを見通して子どもの発達過程と保育内容を示した全体計画として、各保育所は「保育計画」を作成することとなっている。保育所では「保育計画」を踏まえ、「指導計画」が作成され、保育実践が展開されているところである。

保育現場の保育実践及び保育計画をめぐっては、次のような課題が見られる。

- これまで保育所では、保育士等の技量や持ち味により保育が行われてきた傾向があり、①保育士等が保育所全体の保育方針や目標について共通認識を持ち、それに基づき計画的に保育を行うといった取組、更には②保育計画とこれに基づく指導計画の展開において、保育実践を振り返り、保育を評価し見直すという一連の保育の改善のための組織的な取組などの面で課題が見られる。
- また、保育の計画と保育計画との混同が見られたり、各保育所の保健計画、食育計画など様々な計画がある中で、「保育計画」の位置付けが曖昧になっている。また、自治体の策定する保育計画との混同も見られる。

### 2. 「保育課程」に改める理由

今般の保育所保育指針の改定の論議では、保育の質の向上のために、保育所全体での組織的及び計画的な保育実践及びその改善を図ることが、全ての事項に共通するテーマとなっているところである。

1の課題を踏まえ、「保育計画」を「保育課程」と改め、保育所の保育の基本的な計画として、他の計画の上位にあることを明確にし、以て保育実践の組織性及び計画性をより一層高め、保育所の創意工夫による保育の質の向上に資することとする。

### 3. 「保育課程」とする意義

- 各保育所の保育の目標、方針を明確化し、全職員の共通認識をより一層深めることができる。
- 「保育課程」、「指導計画」という保育の計画の構造が明確になり、子どもの成長・発達を長期的視野で継続的に捉え、発達過程に応じた保育のねらいや内容及び保育の環境を体系的に構成することにより、保育の質の向上に資することができる。
- また、保育所の保育が小学校以降の教育や生活につながっていることを踏まえた一貫性、連続性をもった保育課程を編成することにより、保育内容の工夫や充実が促されるとともに、生活や発達の連続性をふまえた保育が期待される。

- 保育課程とこれに基づく指導計画の展開において、保育実践を振り返り、保育を評価し見直すという一連の保育実践の改善のための組織的な取組を推進できる。また、こうした取組を通じて、保育士の資質向上や保育所の説明責任の一層の発揮に資する。

#### 4. 保育課程を編成するに当たっての留意事項

- 「保育課程」は入所児童すべてを対象とする。この場合、保育時間の長短、在所期間の長短、途中入所等に関わりなく、すべての入所児童の最善の利益を第一義とした保育を行うことを踏まえ、「保育課程」を編成する。
- 保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準34条に基づき、1日につき8時間を原則とし、地域における乳幼児の保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して、各保育所において定める。延長保育、夜間保育、休日保育などを実施している場合には、それらも含めて子どもの生活全体を捉えて保育課程を編成するよう留意する。
- 入所児の保護者への支援、地域子育て支援は保育課程に関連して行われる業務とする。